

社会福祉法人椎葉村社会福祉協議会経理規程

社会福祉法人椎葉村社会福祉協議会

【目次】

第1章 総則（第1条－第9条）

第2章 勘定科目及び帳簿（第10条－第14条）

第3章 予算（第15条－第20条）

第4章 出納（第21条－第31条）

第5章 資産・負債の管理（第32条－第35条）

第6章 財務及び有価証券の管理（第36条－第42条）

第7章 固定資産の管理（第43条－第51条）

第8章 引当金（第52条－第54条）

第9章 決算（第55条－第61条）

第10章 会計監査（第62条－第63条）

第11章 契約（第64条－第70条）

第12章 補則（第71条－第72条）

附則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人椎葉村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の経理の基準を定め、適切な経理事務を行い、支払資金の収支の状況、経営成績及び財政状態を適切に把握することを目的とする。

(経理事務の範囲)

第2条 この規程において経理事務とは、次の事項をいう。

- (1) 会計帳簿の記帳、整理及び保管に関する事項
- (2) 予算に関する事項
- (3) 金銭の出納に関する事項
- (4) 資産・負債の管理に関する事項
- (5) 財務及び有価証券の管理に関する事項
- (6) 固定資産の管理に関する事項
- (7) 引当金に関する事項
- (8) 決算に関する事項
- (9) 会計監査に関する事項
- (10) 契約に関する事項

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款並びに本規定に定めるもののほか、社会福祉法人会計基準によるものとする。

(会計年度及び財務諸表)

第4条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 毎会計年度終了後2カ月以内に下記財務諸表及び第3項に定める附属明細書及び財産目録を作成しなければならない。
- 3 附属明細書として作成する書類は下記とする。
- 4 財務諸表、附属明細書及び財産目録は、消費税等の税込金額により記載する。

(注1)

第2項において作成が必要な財務諸表は、下記のとおりである。なお、法人の事業内容に応じて、第4項第2項には法人が財務諸表の名称を明記するものとする。

新基準による財務諸表等

		資金収支計算書	事業活動計算書	貸借対照表
財務諸表	法人全体	第1号の1様式	第2号の1様式	第3号の1様式
		資金収支計算書	事業活動計算書	貸借対照表
	法人全体 (事業区分別)	〇〇第1号の2様式	〇〇第2号の2様式	〇〇第3号の2様式
		資金収支内訳表	事業活動内訳表	貸借対照表内訳表
	事業区分 (拠点区分別)	◎△第1号の3様式	◎△第2号の3様式	◎△第3号の3様式
		事業区分資金収支内訳表	事業区分事業活動内訳表	事業区分貸借対照表内訳表
	拠点区分 (一つの拠点を表示)	第1号の4様式	第2号の4様式	第3号の4様式
		拠点区分資金収支計算書	拠点区分事業活動計算書	拠点区分貸借対照表
附属明細書	サービス区分別	☆別紙3	☆別紙4	
	(拠点区分の会計をサービス区分別に区分表示)	拠点区分資金収支明細書	拠点区分事業活動明細書	

- 事業区分が社会福祉事業のみの法人は、作成を省略できる。
- ◎ 拠点区分が1つの法人の場合、作成を省略できる。
- △ 事業区分に1つの拠点区分しか存在しない場合、作成を省略できる。
- ☆ 介護保険サービス及び障害福祉サービスを実施する拠点は、☆別紙4を作成するものとし、☆別紙3の作成を省略することができる。

第3項において、作成が必要な附属明細書は、下記のとおりである。なお、法人の事業内容に応じて第4条第3項には、法人が作成する附属明細書の名称を明記するものとする。

	様式等		法人全体 で作成	拠点区分毎 に作成
附属明細書	別紙1	基本財産及びその他の固定資産の明細書		○
	別紙2	引当金明細書		○
	別紙3	資金収支明細書		○
	別紙4	事業活動明細書		○
	別紙①	借入金明細書	○	
	別紙②	寄附金収益明細書	○	
	別紙③	補助金事業収益明細書	○	
	別紙④	事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	○	
	別紙⑤	事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書	○	
	別紙⑥	資本金明細書	○	
	別紙⑦	国庫補助金等特別積立金明細書	○	
	別紙⑧	積立金・積立資産明細書		○
	別紙⑨	サービス区分間繰入金明細書		○

	別紙⑩	サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書		○
<p>(注) 該当する事由がない場合には、作成を省略することができる。</p>				

(事業区分)

第5条 事業区分は、社会福祉事業とする。

- 2 拠点区分は予算管理の単位とし、法人本部及び一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって1つの拠点区分とする。
- 3 事業活動の内容を明らかにするために、各拠点区分においてはサービス区分を設け収支計算を行わなければならない。

(拠点区分及びサービス区分)

第6条 前条に定める各事業区分には、予算管理の単位としてそれぞれ拠点区分を設定する。

- 2 拠点区分は、事業運営の実態に照らし、一体的に運営されている事業を集約し、それぞれ設定する。
- 3 サービス区分はその拠点で実施する複数の事業について法令等の要請により会計を区分して把握すべきものとされているもの及び事業管理上の必要があるものについて区分を設定する。
- 4 前条および前項までの規定に基づき、本会において設定する事業区分、拠点区分およびサービス区分は別紙「会計の区分一覧」のとおりとする。

(共通収入支出の配分)

第7条 資金収支計算を行うにあたっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分に共通する収入及び支出を、合理的な基準に基づいて配分するものとする。

- 2 事業活動計算を行うにあたっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分に共通する収益及び費用を、合理的な基準に基づいて配分するものとする。

(会計責任者及び会計職員)

第8条 本会は、第2条に規定する経理事務（第11章に規定する「契約」に関する事項を除く。）を行うため、会計責任者を置く。

- 2 会計責任者は、会長が任命する。
- 3 経理事務を行うため、会計職員を置く。
- 4 会計責任者は、会計職員の経理事務に関し指導監督しなければならない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、会長の提案に基づき、理事会において決定する。

第2章 勘定科目及び帳簿

(記録及び計算)

第10条 本会の会計は、その支払資金の収支状況、経営成績及び財政状態を明らかにするために、会計処理を行うにあたり、正規の簿記の原則に従って、整然、かつ、明瞭に記録し、計算しなければならない。

(勘定科目)

第11条 勘定科目は、別表1のとおりとする。

(会計帳簿)

第12条 会計帳簿は、次のとおりとする。

(1) 主要簿

ア 仕訳日記帳

イ 総勘定元帳

(2) 補助簿

ア 現金出納帳

イ 預金出納帳

ウ 有価証券台帳

エ 未収金台帳

オ 未払金台帳

カ 貸付金台帳

キ 固定資産管理台帳

ク 借入金台帳

ケ 預り金台帳

(3) その他の帳簿

ア 会計伝票

イ 月次試算表

ハ 予算管理表

2 前項に定める会計帳簿は拠点区分又はサービス区分ごとに作成し、備え置くものとする。

3 各勘定科目の内容又は残高の内訳を明らかにする必要がある勘定科目については、補助簿を備えなければならない。

4 会計責任者は、補助簿の記録が総勘定元帳の記録と一致していることを適宜確認し、主要簿及び補助簿の正確な記録の維持に努めなければならない。

(会計伝票)

第13条 すべての会計処理は、会計伝票より処理しなければならない。

2 会計伝票は、証憑に基づいて作成し、証憑は会計記録との関係を明らかにして整理保存するものとする。

3 会計伝票には、勘定科目、取引年月日、数量、金額、相手方及び取引内容を記載し、会計責任者の承認印又は承認のサインを受けなければならない。

(会計帳簿の保存期間)

第14条 会計に関する書類の保存期間は次のとおりとする。

(1) 第4条第2項に規定する財務諸表及び附属明細表並びに財産目録 永久

(2) 第12条第1項(1)、(2)及び(3)に規定する主要簿、補助簿及びその他の帳簿 10年

(3) 証憑書類 10年

- 2 前項の保存期間は、財務諸表を作成した時から起算するものとする。
- 3 第1項(2)及び(3)の書類を処分する場合には、事前に会計責任者の承認を得ることとする。

第3章 予 算

(予算の基準)

第15条 本会は、毎会計年度、事業計画に基づき資金収支予算を作成する。

- 2 予算は、第6条第1項に定める拠点区分ごとに編成し、収入支出の予算額は勘定科目ごとに設定する。
- 3 拠点区分にサービス区分を設定している場合には、サービス区分ごとに予算を編成することができる。

(予算の事前作成)

第16条 前条の予算は、事業計画に基づき毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会の議決を経、原則として評議員会の議決を得なければならない。

(勘定科目間の流用)

第17条 会計責任者は、予算の執行上必要があると認めた場合には、会長の承認を得て、拠点区分内における勘定科目相互間において予算を流用することができる。ただし、勘定科目間流用に関し、特段の定めがある拠点区分についてはこの限りでない。

(予備費の計上)

第18条 予測しがたい支出予算の不足を補うため、理事会の承認を経、原則として評議員会の議決を得て支出予算に相当額の予算費を計上することができる。

(予備費の使用)

第19条 予備費を使用する場合は、会計責任者は事前に会長にその理由と金額を記載した文書を提示し、承認を得なければならない。

(補正予算)

第20条 予算執行中に、予算に変更事由が生じた場合には、会長は補正予算を作成し、理事会の承認を経、原則として評議員会の議決を得なければならない。

第4章 出 納

(金銭の範囲)

第21条 この規程において、金銭とは現金、預金、貯金をいう。

2 現金とは、硬貨、小切手、紙幣、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書、官公庁の支払通知書等をいう。

(収入の手続)

第22条 金銭の収納は、収入承認に関する書類及び収入にかかる関係書類に基づいて行う。

- 2 会計責任者は、前項の書類と入金した金銭の額を照合し収納し領収書発行する。
- 3 銀行、郵便局等の金融機関への振込の方法により入金が行われた場合で、前項に規定する領収書の発行の要求がない場合には、領収書の発行を省略することができる。

(収納した金銭の保管)

第23条 収納した金額は、これを直接支出に充てることなく、受入後1日以内に金融機関に預け入れなければならない。

(寄附金品の受入手続)

第24条 寄附金品を受け入れる場合には、会計責任者は、寄附者が記入した寄附申込書等に基づき、寄附者、寄附金額及び寄附目的を明らかにして、会長又は会長から権限移譲を受けた者の承認を受けなければならない。

(支出の手続)

第25条 金銭の支払は、支出承認に関する書類及び支払にかかる関係書類に基づいて行わなければならない。

- 2 会計責任者は、前項の書類を照合し、支払金額及び支払内容に誤りがないことを確かめた上で、金銭の支払いを行わなければならない。
- 3 金銭の支払いについては、請求書と同一の記名押印又は署名のある領収書を徴しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、金融機関から預貯金口座振込により支払を行った場合で、とくに領収書の入手を必要としないと認められるときは、振込又は払込を証する書類によって領収書に代えることができる。
- 5 前二項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により領収証又は証明書を徴することができない場合には、その支払が正当であることを証明した、本会所定の支払証明書によって領収証に代えることができる。
- 6 金銭の支払は、次の各号に掲げる場合を除き、原則として、金融機関の預貯金口座振込によらなければならない。
 - (1) 1件1万円を超えない常用雑費の現金支払い
 - (2) 習慣上現金をもって支払うこととされている支払

(支払期日)

第26条 金銭の支払は、小口払い及び随時支払うことが必要なものを除き、毎月末日までに発生した債務をまとめて翌月10日に行う。

(小口現金)

第27条 第25条第6項第1号及び第2号の規定による現金支出に充てるため、会計職員に対して現金を前渡しし、当該職員の手許に小口現金を保管させることができる。

- 2 小口現金の限度額は、定額資金前渡制度とし1件ごとに1万円とする。
- 3 小口現金は、毎月末日及び不足の都合精算を行い、精算時に主要簿への記録を行う。

(概算払)

第28条 性質上、概算をもって支払の必要がある経費については、第25条第1項の規定にかかわらず概算払を行うことができる。

- 2 概算払をすることができる経費は、次に掲げるものとする。
 - (1) 旅費
 - (2) その他会計責任者が特に必要と認めた経費
- 3 概算払いは、金額が確定され次第、速やかに精算しなければならない。

(残高の確認)

第29条 会計職員は、現金について、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告しなければならない。

- 2 会計職員は、預貯金について、毎月末日、取引金融機関の残高とを照合し、当座預金について差額がある場合には当座預金残高調整表を作成して、会計責任者に報告しなければならない。
- 3 前二項の規定により報告を受けた会計責任者はその事実の内容を確認し、差異がある場合には、遅滞なく適切な措置をとらなければならない。

(金銭過不足)

第30条 現金に過不足が生じたとき、会計職員は、すみやかに原因を調査したうえ、遅滞なく会計責任者に報告し、必要な指示を受けなければならない。

- 2 前項の規定により報告を受けた会計責任者はその事実の内容を確認し、差異がある場合には、遅滞なく適切な措置を取らなければならない。

(月次報告)

第31条 会計責任者は、毎月末日における拠点区分又はサービス区分ごとに月次試算表を作成し、さらに、各事業区分合計及び法人全体の月次試算表を作成し、翌月10日までに会長に提出しなければならない。

- 2 会計責任者が複数の拠点区分の会計責任者を兼務している場合には、兼務している拠点区分を統合した月次試算表を作成することができる。ただし、その場合においても、拠点区分ごとの資金収支及び事業活動の内容を明らかにして作成しなければならない。

第5章 資産・負債の管理

(資産評価の一般原則)

第32条 資産の貸借対照表価格は、別に定める場合を除き、原則として、当該資産の取得価格による。

- 2 資産の時価が、帳簿価格から50%を超えて下落している場合には、時価が回復する見込みがあると認められる場合を除き、会計年度末における時価をもって評価するものとする。
- 3 通常要する価格と比較して著しく低い価格で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時における当該資産の取得のために通常要する価格をもって行う。
- 4 交換により取得した資産の評価は、交換に対して提供した資産の帳簿価格をもって行う。

(債権債務の残高確認)

第33条 会計責任者は、毎月末日における債権及び債務の残高の内訳を調査し、必要がある場合には、取引の相手先に対し、残高の確認を行わなければならない。

- 2 会計責任者は前項の調査の結果、相手先の残高との間に原因不明の差額があると判明した場合には、遅滞なく、適切な措置をとらなければならない。

(債権の回収・債務の支払)

第34条 会計責任者は、毎月、期限どおりの回収又は支払いが行われていることを確認し、期限どおりに履行されていないものがある場合には、遅滞なく、適切な措置をとらなければならない。

(債権の免除等)

第35条 本会の債権は、その全部もしくは一部を免除し、又はその契約条件を変更することはできない。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除いて、会長が本会に有利であると認めるとき、その他やむを得ない特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

第6章 財務及び有価証券の管理

(資金の借入)

第36条 毎会計年度の常務執行に当たり、必要がある場合には、理事会の承認を得た上で、会長の承認により、資金の短期借入（長期の資金の借り入れ以外の借り入れをいう。）を行うことができる。

- 2 資金の長期借入（返済期限が1年を超える資金の借り入れをいう。）は、理事会の承認を経、原則として評議員会の議決を得た予算の範囲において、会長の承認により行うことができる。
- 3 借入金の借入先は、公的金融機関、銀行又はこれに準ずるものでなければならない。

(資金の繰替使用)

第37条 事業区分間、拠点区分間又はサービス区分間において、経理上必要がある場合、会長の承認を得た上で、資金の一時繰替使用をすることができる。ただし繰替使用を認められていない資金については除く。

2 繰替えて使用した資金については、原則として、当該年度内に補てんしなければならない。

(資金の積立て)

第38条 将来の特定の目的のために積立金を積み立てた場合には、同額の積立資産を積立てなければならない。この場合において、積立資産には、積立金との関係が明確である名称を付さなければならない。また、積立金に対応する積立資産を取り崩す場合には、当該積立金を同額取崩さなければならない。

2 資金管理上特に必要がある場合には、積立金の積立てを行わず、積立資産の積み立てのみ行うことができる。ただし、この場合において、積立資産には積み立ての目的を明示した名称を付すとともに、理事会の承認を経、原則として評議員会の議決を得なければならない。

3 積立資産を専用の預金口座で管理する場合には、積立資産の承認を得た後、すみやかに資産移動を行わなければならない。また、決算において新たに積立資産を積み立てようとする場合には、決算理事会終了後2カ月以内に資金移動を行わなければならない。

(資金の運用等)

第39条 資産のうち小口現金を除く資金は、確実な金融機関への預け入れ、確実な信託会社への信託、又は確実な有価証券に換えて保管する。

2 余裕資金の運用及び特定の目的のために行う資金の積み立てを有価証券により行う場合には、別に定める資金運用規程に従って行わなければならない。

3 会計責任者は、毎月末日に資金（有価証券及び積立資産を含む）の残高の実在を確かめ、その内容を会長に報告しなければならない。

(金融機関との取引)

第40条 本会が金融機関との取引を開始し、又は解約しようとするときは、会長の承認を得なければならない。

2 金融機関との取引は、会長名をもって行う。

3 会長は、金融機関との取引に使用する印鑑を保管する。

4 前項の規定にかかわらず、会長は、実務上必要と判断した場合には、次の業務を担当しない会計責任者を金融機関との取引に使用する印鑑の保管責任者とすることができる。

(1) 現金預貯金（小口現金を含む）の出納記帳

(2) 預貯金の通帳及び証書の保管管理

(3) 現金（小口現金を含む）の保管管理

(有価証券の取得価格及び評価)

第41条 有価証券の取得価格は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。

2 有価証券は、総平均法に基づく原価法により評価する。

- 3 有価証券のうち、満期保有目的以外の債券で、市場価格のあるものについては、前項の規定にかかわらず、会計年度末における時価をもって評価する。
- 4 満期保有目的の債券を債券金額より低い価格又は高い価格で取得した場合には、取得価格と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

(有価証券の管理)

- 第42号 会計責任者は、毎会計年度9月末日、3月末日及び必要と思われるときに、有価証券の時価と帳簿価格の比較表を作成し、会長に報告しなければならない。
- 2 第39条及び第40条の規定は、有価証券の管理及び証券会社との取引に準用する。この場合において、資金を有価証券と読み替え、また、金融機関を証券会社等と読み替える。

第7章 固定資産の管理

(固定資産の範囲)

- 第43条 この規程において固定資産とは、取得日後1年を超えて使用する有形及び無形の資産（土地、建物仮勘定及び権利を含む。）並びに経常的な取引以外の取引によって発生した貸付金等の債権のうち回収期間が1年を超える債権、長期保有を目的とする預貯金（特定の目的のために積立てた積立資産の場合には、長期保有目的に限らない）及び投資有価証券等をいう。
- 2 前項の固定資産は、基本財産とその他の固定資産に分類するものとする。

(1) 基本財産

- ア 土地
- イ 建物
- ウ 定期預金
- エ 投資有価証券

(2) その他の固定資産

- ア 土地
- イ 建物
- ウ 構築物
- エ 機械及び装置
- オ 車両運搬具
- カ 器具及び備品
- キ 建設仮勘定
- ク 有形リース資産
- ケ 権利
- コ ソフトウェア
- サ 無形リース資産
- シ 投資有価証券

- ス 長期貸付金
 - セ 退職給付積立基金預け金
 - ソ 退職給付引当資産
 - タ 長期預り金積立資産
 - チ 差入保証金
 - ツ 長期前払費用
 - テ その他の固定資産
- 3 1年を超えて使用する有形固定資産又は無形固定資産であっても、1個もしくは1組の金額が10万円未満の資産は、第1項の規定にかかわらず、これを固定資産に含めないものとする。

(固定資産の取得価格及び評価)

第44条 固定資産の取得価格は次による。

- (1) 購入した資産は、購入代価に購入のために直接要した付随費用を加算した額。
 - (2) 製作又は建設したものは、直接原価に、製作又は建設のために直接要した付随費用を加算した額。
- 2 固定資産の帳簿価格は、原則として、当該固定資産の取得価格から、第51条の規定に基づいて計算された減価償却費の累計額を控除した額とする。
- 3 固定資産の時価が帳簿価格から、50%を超えて落札している場合には、時価が回復する見込みがあると認められる場合を除き、会計年度末における時価をもって評価するものとする。

(リース会計)

第45条 ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

- 2 リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、利息相当額の各期への配分方法は、前項の規定にかかわらず、定額法によることができる。
- 3 前項に定める、リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高（賃貸借処理に係る方法に準じて会計処理を行うこととしたもののリース料、第1項又は第2項に定める利息相当額を除く。）が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産残高の期末残高の法人全体の合計額に占める割合が10%未満である場合とする。
- 4 オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

(建設仮勘定)

第46条 有形固定資産のうち、建設途中のため取得価格又は勘定科目等が確定しないものについては、建設仮勘定をもって処理し、取得価格及び勘定科目等が確定した都度当該固定資産に振り替えるものとする。

(改良と修繕)

第47条 固定資産の性能の向上、改良、又は耐用年数を延長するために要した支出は、これをその固定資産の価格に加算するものとする。

2 固定資産の本来の機能を回復するために要した金額は、修繕費とする。

(現物管理)

第48条 固定資産の現物管理は、会計責任者が行う。

2 会計責任者は、固定資産管理台帳を備え、固定資産の保全状況及び異動について所要の記帳整理をしなければならない。

(取得・処分の制限等)

第49条 基本財産である固定資産の増加又は減少(第51条に規定する減価償却等に伴う評価の減少を除く。)については、事前に理事会の承認を経、原則として評議員会の議決を得なければならない。

2 基本財産以外の固定資産の増加又は減少については、事前に会長の承認を得なければならない。ただし、法人運営に重大な影響があるものについては、理事会の議決を経、原則として評議員会の議決を得なければならない。

3 固定資産は、適正な対価なくしてこれを貸し付け、譲り渡し、交換し、又は他に使用させてはならない。ただし、会長が特に必要があると認めた場合はこの限りでない。

(現在高報告)

第50条 会計責任者は、毎会計年度末現在における固定資産の保管現在高及び貸出中のものについてはその貸出状況を、固定資産管理台帳に基づき、調査、確認しなければならない。

2 会計責任者は固定資産管理担当者を指名し、第1項に規定する調査、確認を行わせることができる。この場合には、その調査の報告を徴しなければならない。

3 会計責任者は、第1項の調査、確認の結果又は前項の報告に基づき、固定資産台帳に必要な記録の修正を行うとともに、その結果を会長に報告しなければならない。

(減価償却)

第51条 固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの(以下「減価償却資産」という。)については定額法による減価償却を実施する。

2 減価償却資産の残存価格はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価格から備忘価格(1円)を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形減価償却資産については、残存価格を取得価格の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価格(1円)まで償却するものとする。

- 3 ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価格をゼロとし、定額法による減価償却を実施する。
- 4 減価償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）によるものとする。
- 5 減価償却資産は、その取得価格から減価償却累計額を直接控除した価格をもって貸借対照表に計上し、減価償却累計額を注記するものとする。

第8章 引当金

（退職給付引当金）

第52条 職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、退職給付引当金に計上する。

（賞与引当金）

第53条 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められた場合には、これを計上しないことができる。

（徴収不能引当金）

第54条 金銭債務のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められた場合には、これを計上しないことができる。

2 徴収不能引当金として計上する額は、次の（1）と（2）の合計額による。

- （1）毎会計年度末において、以後徴収することが不可能と判断される債務の金額。
- （2）上記（1）以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額。

3 前項に規定する徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収不能引当金の金額を注記する。

第9章 決算

（決算整理事項）

第55条 年度決算においては、次の事項について計算を行うものとする。

- （1）資産が実在し、評価が正しく行われていることの確認
- （2）会計年度末までに発生したすべての負債が計上されていることの確認
- （3）上記（1）及び（2）に基づく未収金、前払金、未払金、前受金の計上
- （4）減価償却費の計上
- （5）引当金の計上及び戻入れ
- （6）基本金の組入れ及び取崩し
- （7）基金の組入れ及び取崩し
- （8）国庫補助金等特別積立金の積立て及び取崩し

- (9) その他積立金の積立て及び取崩し
- (10) 事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間における内部取引科目の集計
- (11) 注記情報の記載

(税効果会計)

第56条 法人税、法人住民税及び事業税については、税効果会計を適用する。ただし、税額の重要性が乏しいと認められる場合には、これを適用しない。

(内部取引)

第57条 財務諸表及び附属明細書の作成に関して、事業区分間、拠点区分間、サービス区分間における内部取引は、相殺表示する。

(注記事項)

第58条 財務諸表には、次の注記事項を記載しなければならない。

- (1) 継続事業の前提に関する注記
 - (2) 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針
 - (3) 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
 - (4) 法人で採用する退職給付制度
 - (5) 法人が作成する財務諸表と拠点区分、サービス区分
 - (6) 基本財産の増減の内容及び金額
 - (7) 社会福祉法人会計基準第3章第4号(4)及び(6)の規定により、基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額
 - (8) 担保を供している資産
 - (9) 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高
 - (10) 債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
 - (11) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益
 - (12) 関連当事者との取引の内容
 - (13) 重要な偶発債務
 - (14) 重要な後発事象
 - (15) その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
- 2 財務諸表の注記は、法人全体で記載するものと拠点区分別に記載するものの2種類とし、拠点区分の注記においては、上記(1)、(12)、(13)を省略する。

(財務諸表の作成及び確定)

第59条 会計責任者は、第4条に規定する財務諸表及び附属明細書並びに財産目録案を作成し、会長に提出する。

- 2 会長は前項の書類を点検し、監事の監査を受けた後、監査報告書を添えて理事会に提出する。
- 3 財務諸表及び附属明細書並びに財産目録は、理事会の承認を経、原則として評議員会の承認を得たうえで確定する。

(財務諸表の開示)

第60条 会長は、前条の承認を受けた財務諸表及び財産目録並びに事業報告書を会報により開示するものとする。

(資産総額の登記)

第61条 会長は、財務諸表、附属明細書及び財産目録を作成し、監事の監査を得て、理事会の認定を経、原則として評議員会の承認を受けた後、遅滞なく資産の総額の登記を行う。

第10章 会計監査

(内部監査)

第62条 会長は、必要があると認められる場合は、法人内の会計業務が関係法令及びこの経理規程の定めに従い、重大な誤謬発生の危険がなく効率的に行われていることを確かめるため、内部監査人を選任し監査させるものとする。

- 2 会長は、前項の監査の結果の報告を受けるとともに、必要に応じて関係部署に改善を指示する。
- 3 監査報告に記載された事項に関する改善状況は、後の内部監査において確認するものとする。

(外部監査)

第63条 会長は、法人の会計の健全性及び透明性を高めるため、外部の会計専門家に対し、独立した第三者の立場からの監査を依頼することができる。

- 2 会長は、前項の監査の結果を理事会及び評議員会に報告しなければならない。

第11章 契約

(契約機関)

第64条 契約は、会長又はその委任を受けた者（以下「契約担当者」という。）でなければこれをすることができない。

(一般競争契約)

第65条 契約担当者は、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合には、あらかじめ、契約しようとする事項の予定価格を定め、競争入札に付する事項、競争執行の場所及び日時、入札保証金に関する事項、競争に参加する者に必要な資格に関する事項並びに、契約事項を示す場所等を公告して申し込みをさせることにより一般競争に付さなければならない。

(指名競争契約)

第66条 合理的な理由から前条の一般競争に付する必要がない場合及び適当でないと認められる場合においては、指名競争に付することができる。なお、指名競争入札によることができる合理的な理由とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 契約の性質又は目的が一般競争に適さない場合
- (2) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である場合
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められる場合

2 前条の規定にかかわらず、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成7年政令第372号)第3条第1項に規定する総務大臣が定める区分により、総務大臣が定める額以上の契約については、一般競争に付きなければならない。

(随意契約)

第67条 合理的な理由により、競争入札に付することが適当でないと認められる場合においては、随意契約によるものとする。なお、随意契約によることができる合理的な理由とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が下表に掲げられた契約の種類に応じ定められた額を超えない場合
- (2) 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合
- (3) 緊急の必要により競争入札に付することができない場合
- (4) 競争入札に付することが不利と認められる場合
- (5) 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合
- (6) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合
- (7) 落札者が契約を締結しない場合

2 前項第(6)号の規定により随意契約による場合は、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできない。

3 第1項第(7)号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することはできない。

契約の種類	金額
1 工事又は製造の請負	250万円
2 食料品・物品等の買入れ	160万円
3 前各号に掲げるもの以外	50万円

(契約書の作成)

第68条 契約担当者は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書を作成するものとし、その契約書には契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法
- (3) 監査及び検査
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅滞利息、違約金その他の損害金
- (5) 危険負担
- (6) かし担保責任
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) その他必要な事項

2 前項の規定により契約書を作成する場合には、契約担当者は契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければならない。

(契約書の作成を省略することができる場合)

第69条 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 指名競争又は随意契約で契約金額が100万円を超えない契約をするとき
- (2) せり売りに付するとき
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき
- (4) (1) 及び(3)に規定する場合のほか、随意契約による場合において会長が契約書を作成する必要がないと認めるとき

2 第1項の規定により契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

(定期的な契約内容の見直し)

第70条 物品等の購入について取引基本契約に基づき継続的な取引を行っている場合、定期的に契約内容の見直しを行うものとする。

第12章 補 則

(税務の範囲と申告納付)

第71条 本章において税務とは、本会の税金の申告及び納付に関する業務をいう。

2 会計責任者は、各税法の規定に従い、その申告の要否を判断し、申告の必要がある場合には税務申告書を作成し、所定の期日までに所轄官庁に申告・納付しなければならない。

(収支計算書の提出)

第72条 会長は、第59条第3項の承認を受けた財務諸表のうち、資金収支計算書の収入金額が租税特別措置法第68条の6に規定する金額を超えた場合には、所定の期日までに所轄税務署長に対し資金収支計算書を提出する。

附則

- 1 この規程を実施するため必要な事項については、別途これを定める。
- 2 この規程は、平成13年4月1日から実施する。

附則（平成14年3月26日 議案第3号）

この規程は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から実施する。

附則（平成15年3月18日 議案第15号）

この規程は、平成15年4月1日から実施する。

附則（平成16年3月19日 議案第13号）

この規程は、平成16年4月1日から実施する。

附則（平成19年3月16日 議案第10号）

この規程は、平成19年4月1日から実施する。

附則（平成21年10月27日 議案第5号）

この規程は、平成21年10月27日から実施する。

附則（平成25年3月21日 議案第6号）

- 1 この規程を実施するために必要な事項については、別途これを定める。
- 2 この規程は、平成26年4月1日から実施する。
- 3 平成25年4月1日最終改訂。

附則（平成27年3月30日 議案第6号）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から実施する。

附則（令和2年3月2日 議案第2号）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から実施する。

附則（令和3年3月15日 議案第7号）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から実施する。

附則（令和4年3月14日 議案第2号）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から実施する。

第6条第4項関係

別紙「会計の区分一覧」として、法人の事業内容に応じて具体的に会計単位、事業区分、拠点区分及びサービス区分、細区分を記載する。

一般会計

(1) 社会福祉事業区分

社会福祉協議会事業拠点区分

法人運営事業サービス区分

共同募金分配金事業サービス区分

地域福祉総合事業サービス区分

地域支えあい体制づくり事業細区分

ふれあいいいききサロン事業細区分

認知症高齢者見守り事業細区分

認知症サポーター養成等事業細区分

日常生活自立支援事業細区分

生活支援体制整備事業細区分

福祉サービス事業サービス区分

移送サービス事業細区分

シーツ貸与事業細区分

寝具サービス事業細区分

配食サービス事業細区分

軽度生活支援事業細区分

生活管理指導事業細区分

介護保険事業サービス区分

居宅介護支援事業細区分

訪問介護事業細区分

介護予防・日常生活支援総合事業細区分

障がい者総合支援事業サービス区分

特定相談支援事業細区分

一般相談支援事業細区分

居宅介護事業細区分

重度訪問介護事業細区分

同行援護事業細区分

移動支援事業細区分

日中一時支援事業細区分

助祭事業サービス区分

総合相談事業サービス区分

相談事業細区分

生活福祉資金貸付事業細区分

たすけあい資金貸付事業細区分
生活困窮者自立支援事業細区分
利用者支援事業細区分
法人後見事業細区分

参考資料

別紙「会計の区分一覧」として、法人の事業内容に応じて具体的に会計単位、事業区分、拠点区分及びサービス区分、細区分を記載する。

事業区分	拠点区分	サービス区分	細区分	
社会福祉事業	社会福祉協議会事業	法人運営事業		
		共同募金分配金事業		
		地域福祉総合事業	地域支えあい体制づくり事業	
			ふれあいいきいきサロン事業	
			認知症高齢者見守り事業	
			認知症サポーター養成等事業	
			日常生活自立支援事業	
			生活支援体制整備事業	
		福祉サービス事業	移送サービス事業	
			シーツ貸与事業	
			寝具サービス事業	
			配食サービス事業	
			軽度生活支援事業	
			生活管理指導事業	
		介護保険事業	居宅介護支援事業	
			訪問介護事業	
			介護予防・日常生活支援総合事業	
		障がい者総合支援事業	特定相談支援事業	
			一般相談支援事業	
			居宅介護事業	
			重度訪問介護事業	
			同行援護事業	
			移動支援事業	
			日中一時支援事業	
		助祭事業		
		総合相談事業	相談事業	
			生活福祉資金貸付事業	
			たすけあい資金貸付事業	
生活困窮者自立支援事業				
利用者支援事業				
法人後見事業				